

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会	審議対象	審議報告書 掲載ページ
第1分科会 ◎堀切川一男委員 足立千佳子委員 成田由加里委員	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
	政策2(構成施策:4・5)	P. 5~7
	政策3(構成施策:6・7)	P. 8~10
	政策4(構成施策:8・9)	P. 11~13
	政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
第2分科会 ◎小坂健委員 折腹実己子委員 本岡愛実委員 安藤朝夫委員 (政策9)	政策6(構成施策:13・14)	P. 18~20
	政策7(構成施策:15~17)	P. 21~24
	政策8(構成施策:18~23)	P. 25~31
	政策9(構成施策:24)	P. 32~33
	政策10(構成施策:25・26)	P. 34~36
第3分科会 ◎安藤朝夫委員 井上千弘委員 山本玲子委員	政策11(構成施策:27・28)	P. 37~39
	政策12(構成施策:29)	P. 40~41
	政策13(構成施策:30)	P. 42~43
	政策14(構成施策:31~33)	P. 44~47

※◎は分科会長

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策1	育成・誘致による県内製造業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)
施策1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (県の評価原案:概ね順調)
施策2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)
施策3	豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
--------------------------	---------------------------------------	---------------------------

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策2については、具体的成果が出なかったものについても、なぜ成果が出なかったかということ課題等と対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」 「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等の中で知的財産に関する相談件数は減少しているものの、指標に表れない全体的な相談件数は増加していることから、具体的な成果として、施策の成果にも示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・具体的な成果が出なかったものについても、なぜ成果が出なかったかということ課題等と対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・農商工連携の推進について、良い成果が出ているので、施策の成果に具体的な事例を示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・アンテナショップでの売れ筋商品など、極めて有用なニーズ情報を有していることから、事業者のみならず、広く情報発信をしていく必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (県の評価原案: 概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現 (県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について, 「政策の成果(進捗状況)」 「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (県の評価原案: 概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現 (県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。
・企業立地件数のみならず, それに伴う雇用者数を記載するなどし, 施策の成果をできるだけ具体的に示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について, 「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (県の評価原案: 概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現 (県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・課題として記載されている外国人観光客誘致について, 対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について, 「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策3	地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (県の評価原案:概ね順調)
施策6	競争力ある農林水産業への転換 (県の評価原案:概ね順調)
施策7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換 (県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。
・アグリビジネスについては、良い成果が出ているので、その取組み事例についても、施策の成果に具体的に示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換 (県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成 (県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 (県の評価原案:順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成 (県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 (県の評価原案:順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成 (県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 (県の評価原案:概ね順調)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 (県の評価原案:順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。
・目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、宮城・山形未来創造会議における連携事業数や商談会の実績など、より具体的なデータを用いながら、成果を示していく必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備 (県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 (県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化 (県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策12については、道路、港湾、空港等の施設の利用促進の視点も含めた産業基盤整備について、より具体的に課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」 「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備 (県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 (県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化 (県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備 (県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 (県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化 (県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備 (県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 (県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化 (県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 (県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・道路、港湾、空港等の施設の利用促進の視点も含めた産業基盤整備について、より具体的に課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本施策の取組は、子どもたちが「生きる力」を身につけていく上で、重要な視点であり、極めて有効な手法でもあることから、対象を小中学校といった限定的なものにと捉えるのではなく、こうした取組を就学前、あるいは、高校生や就労者などにも広げ、今後、より広範な取組として展開していくことが必要であると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

- 政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)
- 施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現 (県の評価原案: やや遅れている)
- 施策16 豊かな心と健やかな体の育成 (県の評価原案: やや遅れている)
- 施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現 (県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成 (県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本県が実施している少人数学級の実現に向けた取組みは、着実な学力向上と希望する進路の実現に向けても、重要な視点であることから、その具体的な取組状況についても、対応方針に記載する必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現 (県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成 (県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現 (県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成 (県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・ 特別支援学校の児童生徒の交流希望実績を加味しながら、成果を示していく必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・ 優秀な教員の人材確保のための個々具体の工夫改善のみならず、本県が進めている人材確保の基本的姿勢についても、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策8	生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)
施策18	多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)
施策19	安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)
施策20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)
施策21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)
施策22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)
施策23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・障害者雇用等については、公的部門も含め、より具体的に課題等と対応方針に示すとともに、その取り組みの成果についても、広く県民に周知していく必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)
施策18 多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)
施策19 安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)
施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)
施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)
施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)
施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。
・救急医療や医師確保、がん対策等について、その取組みや検討状況も記載するなど、より具体的に課題等と対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)
施策18 多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)
施策19 安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)
施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)
施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)
施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)
施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)
施策18 多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)
施策19 安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)
施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)
施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)
施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)
施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくりのためには、地域包括ケア推進の視点が重要なことから、その具体的な方針についても、課題等と対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)
施策18 多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)
施策19 安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)
施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)
施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)
施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)
施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (県の評価原案: やや遅れている)
施策18 多様な就業機会や就業環境の創出 (県の評価原案: やや遅れている)
施策19 安心できる地域医療の充実 (県の評価原案: やや遅れている)
施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり (県の評価原案: やや遅れている)
施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり (県の評価原案: 概ね順調)
施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 (県の評価原案: 概ね順調)
施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 (県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・スポーツ振興については、その裾野を広げ、より一層の振興を図る観点から、本県における競技スポーツの魅力についても、効果的に県民に情報発信していく必要があると考える。
- ・文化芸術の振興については、好立地にある宮城県民会館を核とした文化振興のあり方を検討するなど、本県独自の取組みが必要であると考える。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・目標指標等が施策目的を必ずしも反映するものとは言えぬことに加え、施策目的と構成事業の整合性に問題があるとともに、施策の方向性に一貫性が見受けられない。政策の成果においては、各取組みの状況をできるだけ具体的に記載するなどし、政策の目的や方向性、成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本政策を推進するためには、各取組みの不断の見直しが必要である。まず人口減少や財政事情等の現実を直視した上で、県としてのコンパクトシティに対するビジョンを明確にする必要がある。また、将来的なマスタープランを作成した上で、具体的な施策に反映させることが重要であるとする。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

〇県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・目標指標等が施策目的を必ずしも反映するものとは言えぬことに加え、施策目的と構成事業の整合性に問題があることから、施策の成果が見えてこない。各取組みの状況をできるだけ具体的に記載するなどし、施策の目的や方向性、成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

〇県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本施策を推進するためには、各取組みの不断の見直しが必要である。まず人口減少や財政事情等の現実を直視した上で、県としてのコンパクトシティに対するビジョンを明確にする必要がある。

・行政コストの面からも、ある程度の選択と集中が必要になることから、将来的なマスタープランを作成した上で、それと整合的な構成事業を組み立てることが重要であるとする。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり (県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり (県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり (県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり (県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・安全で安心なまちづくりを実現するためには、犯罪に関する教育の機会を有しない青少年に対しても犯罪防止の観点から組織横断的に取り組む必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり (県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり (県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策11	経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (県の評価原案:概ね順調)
施策27	環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 (県の評価原案:概ね順調)
施策28	廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・構成施策27については、目標指標等「県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)」が、県全体の排出量の一部しか捉えておらず、施策の成果が分かりにくいので、県全体の温室効果ガス排出量(メタンを含む)を踏まえて、評価する必要があると考える。
- ・構成施策28については、目標指標等の変化要因の分析を行った上で、その内容を具体的に記載するなどし、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・環境分野においては、二酸化炭素とリサイクルとの関係のようなトレードオフ(複数の条件が同時に満たすことができないような二律背反的な関係)が多く存在するため、関係機関との連携を十分に図り、大局的な立場から総合的に判断していく必要があると考える。
- ・構成施策27については、温室効果ガス排出量が増加傾向にある中で、その対策を効果的なものとするために、総合的な取組みが必要となることから、県民の合意形成を得たマスタープランを整備する必要があると考える。
- ・構成施策28については、本施策を的確に推進するために、経済的インセンティブの活用という視点も必要と考える。また、効果的に施策を進めていくためには、市町村との役割分担にも配慮しながら、県全体の調整を行うことが必要と思われる。
- ・本政策の成果は経済状況の影響を受けやすく、二酸化炭素やゴミ排出量が減少したとしても、それが政策によるものか、景気低迷の結果なのか判別が難しいことも踏まえて、課題等と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 (県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価には問題がある。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。
・「県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)」なる目標指標は県全体の排出量の一部しか捉えておらず、たとえば実態が同じでも業務の外注等により、みかけ上の排出量が下がることも考えられることから、適切な評価結果が得られない。施策の成果が分かりにくいので、県内の温室効果ガス排出量(メタンを含む)など県全体の状況を踏まえて、評価する必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」における「見直しが必要」という判断は、概ね妥当であると判断される。
・温室効果ガス排出量が増加傾向にある中で、その対策を効果的なものとするためには、エネルギーの産出・消費の各段階にわたる総合的な取組みが必要となる。また、経済の低迷が排出抑制に貢献した側面も否定できない。現在の取組みは縦割りの傾向があるので、県民の合意形成を得たマスタープランの策定が重要であると考えます。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 (県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等の変化には経済状況の寄与が無視できないと思われるので、要因分析が必要である。経済的インセンティブの積極的評価やリサイクル率の地域差等の内容を具体的に記載するなどして、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・本施策を的確に推進するためには、経済的インセンティブの活用という視点も必要と考える。また、廃棄物処理の当事者の多くが市町村や一部事務組合であることを考慮すれば、県の役割としては施策の方向付けと、市町村等の円滑な施策遂行に資するための調整機能が重要だと思われる。こうした視点を踏まえて、課題等と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全 (県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

〇県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策に設定されている目標指標等は断片的であり、これのみで政策の成果を正確に把握することは困難である。施策を構成する具体的事業が、広範な政策目的のどの部分に寄与するのかを明確にし、かつ、評価する上で不可欠と思われるデータを補完した上で、政策の全体的な成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

〇県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・政策の名称に掲げている「生活環境の保全」という視点や、また、「豊かな自然環境」に含まれる生物多様性の視点が欠落していると思われるので、それらの視点を踏まえながら、課題等と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」・「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全 (県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・設定されている目標指標等は断片的であり、施策の成果を正確に把握することは困難である。当該指標等を補完できるようなデータを用いて成果の把握に努めるとともに、施策の広範な目的と事業等の現実的手段との関係を明確化することにより、施策の全体的な成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・施策の名称に掲げている「生活環境の保全」という視点や、また、「豊かな自然環境」に含まれる生物多様性の視点が欠落していると思われるので、それらの視点を踏まえながら、課題等と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

〇県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・本政策は社会資本整備への住民参画を謳うが、計画段階からの参画が含まれないという意味で限定的である。
- ・予算の大部分を占める農業振興関係の事業が目標指標等に反映されない等、政策目的と目標指標等との関連が分かりにくい。各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載する等の工夫が必要である。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

〇県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・社会資本整備には、計画・実施・管理の各段階における住民参画が望ましいが、本政策における参画は管理面のボランティア活動に限定されており、予算的裏づけも脆弱である。
- ・「良好な景観」には農村景観も含まれるが、本政策は予算的に農業振興に偏りすぎており、戸別所得補償制度等との整合性も考慮されていない。
- ・政策目的を踏まえて、課題等と対応方針を再検討し、施策内容に反映させるべきだと考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・施策の目標指標等は団体数を用いているが、必ずしも活動の実態を表すものではなく、また数値が固定化しているものが含まれる。各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載するなどし、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。
- ・「中山間地域等直接支払交付金事業」と「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の2事業が本施策予算の大半を占めるが、これらが目標指標等に反映されず、予算措置と施策の目標指標等との間にずれがある。特に予算化された事業については適切にモニターした上で、成果を評価していく必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・財政事情を考慮すれば、施策の遂行にボランティアを活用することはやむを得ないが、計画段階からの住民参画とはなっていない。構成事業の過半数が非予算的手法となっているが、維持・管理について雇用対策事業としての実施も検討すべきだと考える。
- ・施策の目的を踏まえ、事業構成の方向性等について、再検討する必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

政策14	宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (県の評価原案:概ね順調)
施策31	宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 (県の評価原案:順調)
施策32	洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 (県の評価原案:概ね順調)
施策33	地域ぐるみの防災体制の充実 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、概ね適切であると判断される。

- ・構成施策32については、設定されている目標指標等「今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数」が、特定河川のみを対象としており、単年度での施策の成果が見えにくいことから、評価にあたっての工夫が必要であると考え。
- ・構成施策33については、目標指標等に使用されている「自主防災組織」の定義が曖昧であり、その組織率を過信することの危うさを感じる。

また、目標指標等の「防災リーダー研修受講者数」は、施策の成果を評価するデータとしては不十分であり、防災訓練への参加人数等、実働可能な人数で評価するなどの工夫が必要である。

なお、洪水や土砂災害に関しては、ある程度の事前予測に基づく対応が可能であるが、震災については不可能に近い点に配慮が必要である。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね適切であると判断される。

- ・構成施策31については、宮城県沖地震に備えた建築物やライフラインの耐震化に関し、県内市町村や公益事業体との連携が重要であり、全体の進行状況と県の寄与分との峻別が必要である。また、減災には情報ネットワークの充実が有効であるが、市民レベルに達する双方向的な整備に心掛ける必要がある。
- ・構成施策33については、防災体制の充実、とりわけ発生地域及び時間帯の特定が難しい地震に対応するために、自主防災組織の実態把握に加えて、地震発生時間帯別シミュレーションを通じて課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 (県の評価原案:順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 (県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね適切であると判断される。

・宮城県沖地震に備えた建築物やライフラインの耐震化には、県内市町村や公益事業体との連携が重要であることから、構成事業の評価に際しては、全体の進行状況と県の寄与分を分けて記載すべきであると思われる。

・減災には情報ネットワークの充実が有効であるが、市民レベルに達する、双方向的なものとして整備される必要がある。

・構成事業には震災対策との関連が希薄なものも見られるので、施策目的に照らして課題等を整理する必要があると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

- 政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (県の評価原案:概ね順調)
施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 (県の評価原案:順調)
施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 (県の評価原案:概ね順調)
施策33 地域ぐるみの防災体制の充実 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、概ね適切であると判断される。

- ・設定されている目標指標のうち、土砂災害に関するものは適切であると判断できるが、「今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数」は、特定河川のみを対象としており、単年度での施策の成果も見えにくいことから、より適切な評価を行うためには、県全体での浸水危険戸数に対する比も用いる必要があると考える。
- ・また、ハザードマップについては全市町村で完成しているが、大規模河川改修や気候変動に伴う降水パターンの変化があった場合には、現況との齟齬が生じることから、定期的な見直しの視点を踏まえて評価する必要があると考える。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

政策14	宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (県の評価原案:概ね順調)
施策31	宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 (県の評価原案:順調)
施策32	洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 (県の評価原案:概ね順調)
施策33	地域ぐるみの防災体制の充実 (県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、概ね適切であると判断される。

- ・目標指標等に使用されている自主防災組織は定義が曖昧であり、その組織率を過信することの危うさを感じる。
- ・目標指標等の「防災リーダー研修受講者数」は施策の成果を評価するデータとしては不十分であり、防災訓練への参加人数等、実働可能な人数で評価するなどの工夫が必要である。なお、洪水や土砂災害に関してはある程度の事前予測に基づく対応が可能であるが、震災については不可能に近い点に配慮が必要である。

※県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・防災体制の充実、とりわけ発生する地域及び時間帯の特定が難しい地震に対応するためには、自主防災組織の実態把握に加えて、時間帯別の被災や動員可能人員に関するシミュレーションを行うなど、より具体的な対策を行う必要があると考える。
- ・また、先の「チリ中部沿岸地震」に伴う津波の際の、防災リーダーや災害時通訳ボランティアなどの機能についての検証が、今後の体制づくりに有用であると考える。

※県が示す「①事業構成の方向性」「②施策を推進する上での課題等」「③次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。